

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

Jun. 2018  
No.204

6  
月号

## 導入企業続々！ クラウド会計ソフト、新時代



**大好評!**

税務・税金の話  
医療ステーション

**好評連載**

徳田孝司の「月刊マルトク堂」  
もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
「ぶらトク」大迫力の和太鼓体験

# CONTENTS

## 01-03

### 導入企業続々! クラウド会計ソフト、新時代

04 ●税金Q&A  
事前確定届出給与について

05 ●医療ステーション  
三つの骨太施策

06 ●税金  
相続税を美術品で物納する場合について

07 ●国際税務  
PE(恒久的施設)認定の改正動向について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
買収後の経営統合(PMI)について

09 ●コラム  
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム  
徳田孝司の  
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

12 ●プレゼント付き  
特別アンケート

#### 今月号のテーマ

「便利な  
モノや  
アプリ」

今月の執筆者には、愛用している便利なモノやアプリについて  
コメントをいただいています。

「便利な  
モノや  
アプリ」

#### S T A F F

発行人  
徳田孝司

編集総責任者  
佐脇ゆかり

広報室  
佐脇ゆかり  
東方実菜子

編集長  
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
編集  
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)  
亀井祐美子(ラユニオン・パブリケーションズ)  
生出祐子(And-Fabfactory)  
デザイン  
片寄雄太(And-Fabfactory)  
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)  
撮影  
吉永和志  
ライター  
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
印刷所 株式会社三千和商工  
配送 株式会社レーベル

©SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
社・本郷 税理士法人  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6  
JR新宿ミライナタワー28階  
TEL:03-5323-3312 広報室  
Mail:scope@ht-tax.or.jp

# 導入企業続々！ クラウド会計ソフト、新時代

いずれはスタンダードに、という時代は、すでに通過しています。

パソコンやインターネットが登場し、あらゆる職種の業務工程がガラリと変わった前世代。それらの普及と進歩に合わせて会計ソフトも飛躍的に使いやすくなり、現在ではクラウド型が定着しつつあります。環境省が推進するエコ・ファースト企業として、業界内でもいち早く電子化やペーパーレス化を推進してきた辻・本郷だからこそ語る、クラウド会計ソフトの「いま」と「未来」について特集します。

## スマートフォンでの経理業務すら 当たり前になり始めています

遠藤 これまでは、1台のパソコンにひとつの会計ソフトをインストールし、データをそのパソコン内に保存する「スタンドアローン型」が主流でした。しかし、近年ではソフトウェアも保存データもネットワー

**遠藤 豊子**  
経理宅配便。統括部長

辻・本郷の中でもクラウド会計ソフト導入の先陣を切ってきた、経理宅配便。セクションの統括部長。女性の視点から、税や起業の課題を解決するTAX GIRLとしても活躍中。

ク上に存在し、どの端末からでもWebブラウザとIDさえあればソフトを使える「クラウド型」の導入が、劇的に進んでいます。

市川 スタンドアローン型の良いところは、処理能力の速さと内部統制向けのカスタマイズに強いこと。対して、クラウド型のメリットは、いつでも、誰でも、どこでも最新のデータを閲覧でき、作業も複数名が同時に行えることで、業務のスピードと効率化では、明らかにクラウド型に軍配が上がります。ですが、内部統制向けのカスタマイズには強くないため、部署やプロジェクトの数が膨大な大企業には向いてはいません。ただ、これらの課題は、今後解決されていくと予測しています。

遠藤 ひとつのデータを複数名で扱えるため、クラウド型の会計ソフトはデータのやりとりでのイージーミスや、二重帳簿の問題が起こりにくいですね。また、データがクラウド上に保存されているため、災害や機械故障によるデータ損失が皆無なの

も大きなメリットです。

これらの利点と、クラウドそのもののセキュリティや信頼性が向上したことで、徐々に導入が増えてきました。ちなみに弊社のクラウド導入率は、平成28年5月時点で全体の12.4%だったものが平成29年12月には23.2%まで上昇してきています。

**市川 琢也**  
Hongo Connect & Consulting 株式会社  
代表取締役社長  
税理士

経理・総務業務の改善やコンサルティングを行うHCCでは、クラウド会計ソフト導入の相談も業務内容のひとつ。真のニーズを探し出し、最適な提案を行うことを得意とする。

スタンドアローン型 (クラウド以前)	クラウド型会計ソフト
<p>会計ソフトと、操作する担当者のPCとは1対1</p> <p>担当者 → 領収書などの実物 → 経理担当者 → 会計ソフト → PC → 税理士 → USBメモリなど → 経理担当者</p>	<p>同時に、違う場所でも作業が可能</p> <p>担当者 → 経理担当者 → 税理士 → クラウド → 経理担当者 → 担当者</p> <p>課題もあるが、いちどクラウドを使うと戻れない</p>
<p><b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作性 (レスポンスが早い)</li> <li>使い慣れているソフト</li> <li>ネット環境が不要</li> </ul>	<p><b>メリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同時に複数人で作業できる</li> <li>場所を問わない</li> <li>部分的に外注できる (入力など)</li> <li>災害時などの事業継続性がある</li> <li>常に最新のデータをすぐに取り出せる</li> <li>Windows、Macを問わない</li> <li>常に最新の税制に合わせてくれる</li> </ul>
<p><b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証憑の入力など、1人ずつでしか作業できない</li> <li>ハードディスクの故障や災害などで失われる可能性がある</li> <li>バックアップをしないと二重帳簿になる可能性がある</li> <li>作業場所に依存する</li> <li>Windows版のみの場合が多い</li> <li>税制改正に対応するにはアップデートが必要</li> </ul>	<p><b>デメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットを介するため、レスポンスが少し遅い</li> <li>上場企業の複雑な仕様に対応していない</li> <li>ネット環境に依存する</li> <li>デザインがこなれていない</li> </ul>

## 先見の明とはいえ 長かった準備期間

遠藤 辻・本郷でクラウド型の会計ソフトを牽引して導入してきたのは、個人事業主や小規模事業者向けのサービスである「経理宅配便<sup>®</sup>」の部署です。歴史は古く2004年のある日、当時の本郷所長（現会長）に呼ばれて「これからはインターネット会計の時代が必ずくるから、あなたが率先して廉価版の会計サービスを売りなさい」と指示をいただいていたからです。もう14年になりますか。

先ほど、昨今は劇的に導入数が増えていると話しましたが、取り組み当初の2004年から2012年頃までは長い暗黒の時代で、ソフトはほんの少ししか売れませんでした。もちろん、その頃の下積み期間が功を奏して、いまは経験と紹介でどんどん増えてきてはいますが、当時は現会長の先見の明をただただ信じて忍耐の日々でした。売れなかった理由は、やはり大切な自社の経理データや給与データを、外部に預けることへの抵抗と万が一流失したときの恐怖心だったと思います。

しかし、いまやクラウドを使わない生

活は考えられないですよ？ 実はクラウド上にデータを預ける方が、一人で抱え込むよりずっと安全で便利だということ浸透してきたからです。

市川 少し前にIT関連の方とお会いした時に、「現在、会計ソフトは日本に43個ある」とおっしゃられていましたが、その中でクラウド対応のものは十数個あるようです。導入の相談をよく受けますが、どのソフトが良いか、一般論で「これだ！」という答えは、実はありません。すべての会社に個性があるように、事業内容も違えば、商品構成とその販売体制・環境も異なります。加えて、既存の会計ソフトがすでに導入されているわけで、そこからのクラウド化となると、何が改善し、何を失うことになるのか、差分への理解が重要です。

つまり、徹底的に現状把握と分析をし、より良い未来となるように、顧問先のベストな未来を考えなくてはなりません。また、「会計ソフトをクラウド化したい」というオーダーには必ず、「リアルタイムで速報値を知りたい」「入力作業を複数名で行いたい」など、真のニーズが隠れています。すべてを鑑みて、最適な着地点へ誘導するのが私たちの役目です。

遠藤 代々木事務所の経理宅配便<sup>®</sup>は、いわば辻・本郷のラボラトリーのようなもので、13年前の2005年からいち早くクラウド会計ソフトを利用し、最近ではスキャナーを利用したロボット記帳を導入して日常業務に取り入れています。

これまでの自動記帳システムは、自動といえども実は海外での安価な手仕事が主でした。それも、精度を高めるために、AさんとBさんが同時入力し、エラーが出たものをCさんがチェックするというWチェック方式。しかし、最近ではそのBさんの役目をロボットが代行しています。ロボットの学習能力はめざましく、すぐに人間の記帳する能力を超えるでしょう。クラウド会計ソフトとロボット記帳、FinTechとAIを組み合わせることで、未来型の会計業務になっていきます。

さて、弊社全体で、現在のクラウド会計利用率はまだ20%ほど、ロボット記帳の利用率は1割にも満たない状態ですが、これから間違いなく加速がついていきますので、乗り遅れないよう情報にアンテナを立てましょう！

## 決算書と申告書における会計ソフト



お客様から送られてきた証憑をスキャナーで読み込み、クラウド会計ソフトで処理している。左は経理宅配便<sup>®</sup>の操作画面。

お客様の環境で利用しているソフトに合わせて作業するため、辻・本郷 税理士法人では30種類前後の会計ソフトを使用している。クラウドへの移行が進んでいるとはいえ、会社の決算→申告は年に1回。リプレイスする機会はそう多くはない。スタンドアローン型とクラウド型ともに、ほ

とんどの会計ソフトは決算書の作成までが可能だが、申告については税理士にしか出来ない部分が多いためクラウドに対応しているソフトは少ない。辻・本郷でも決算までをお客様が使用するソフトで対応し、申告書は税理士向けソフトウェアで作成している。

経理宅配便<sup>®</sup>では、証憑をスキャナーで読み込むことから、利用者が利用しているソフトを意識することはないかもしれないが、経理宅配便<sup>®</sup>で作成された月次試算表や決算書をインターネット上ですぐに確認できるのは、クラウド会計ソフトの恩恵だ。

## クラウド会計を知るためのキーワード

### クラウド

インターネットなどを介してコンピュータ資源をサービス提供する形態の総称。データを複数名で扱うことや保存性に優れており、現在では、ストレージサービスやワープロソフト、表計算ソフトなど、さまざまなASPが開発され、一般化。利用者は拡大の一途をたどっている。クラウドコンピューティングの略称。

### ASP

アプリケーション・サービス・プロバイダーの略称。インターネットなどを通じてアプリケーションをネット上で提供・完結できる事業者や事業形態を指す。財務会計や給与計算、営業管理や在庫管理などの各種管理ソフト、コンピューターウイルスの除去ソフトなど、利用例は多岐に及ぶ。クラウド環境での利用が前提になっている。

### API

自己のソフトウェアを一部公開することで、他のソフトウェアとの機能の共有を可能にしたインターフェースの名称。各種ソフトウェア開発の効率化と利用者の利便性向上を実現できるため、有名サービスにおいても多数使用されている。アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。

### AIとRPA

AI=人工知能 RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)=ロボットによる自動化。会計で取り入れている例では、通帳、領収証、請求書などの原始証憑をスキャナーで読み込み画像データにし、それをロボットが会計ソフトにインプットする。人工知能がたえず学習していくことで精度が高まりミスが減っていく。単純作業をいかにRPA化していくかがキーポイント。

## 自動処理が増え 機械化されるからこそ 「人」同士のつながりが密になる

**市川** 私が考える会計ソフトの究極の未来は、ボタンを押すだけですべてが完了するというものです。

法律などの問題もありますが、レシートや領収書の書式が統一化され、銀行の通帳の書式が一律化されるなど、各種統合がいくつも進むと、経理業務が画期的に簡略化されることは間違いありません。すでに、各サービスのつなぎこみを実現しているAPIの技術があれば、FinTechでデータを集めてAIで仕訳し、会計ソフトを走らせるだけで、決算書も申告書も簡単に完成してしまうはず。また、AIは学習を重ねて賢くなっていくため、ミスも短時間でなくなります。

もちろん、すぐ先の未来では実現はしないと思いますが、各所で見かける「将来なくなる職業」に税理士がランキングされる理由も理解できます。

この事態をどう捉えてどのような対策をするかは、会計事務所の考え方やカラーによって異なります。私たち辻・本郷グループでは、少なくとも入力業務は近い将来に縮小すると判断し、その前提で2004年から動き続けてきました。

**遠藤** RPAは止まらず加速して、これから激化していく一方でしょう。あまり頭を使わない仕事は人の手を使わずスキャンしてロボに送る。手作業が減る分、営業力、会話力をつけて、処理力ではなく稼ぐ力をつけるのが理想ではないでしょうか？

しかし、どんなにロボ化が進んでも人の心やアナログ要素は残り続けると信じています。「経理宅配便®」の仕組みが良い例で、そもそも毎月の会計処理を「丸ごと封筒に入れて送るだけ」で完結するという行為は根底に「全てを専門家に任せてしまいたい」「経理が面倒くさい」というお客様の心境が現実的にあって、丸ごと郵送するという行為は非常にアナログなものです。このサービスは、アナログでキャッチしたデータをいかに高速にデジタル化して、そ

れをまたアナログで早く戻せるかにかかっています。ですのでクラウド会計ソフトが必須で、さらに高速スキャナーが必要であるわけです。しかし、間にロボットを挟んでも、人間同士のつながりは捨てない事が重要で、最終的には人と人との交流があつてこそなのかなと考えています。処理は人手と時間をかけず、その分の時間をお客様との交流と会話にかけます。普段から交流のある顧問先ほど解約にはならないのを日々実感していますので。

**市川** いまも昔も、経営者は孤独といえます。それは未来になってもきっと変わりません。だからこそ、会計・税務のプロフェッショナルである私たちが、唯一本音で話せるパートナーとして経営者に選ばれる存在になる必要があります。そのためには、既存の領域だけではなく、担当顧問先の事業と経営をもっと広く深く知り、最適な提案を積み重ねていかねばなりません。その上で、生まれる心と心のお付き合いは、どれだけ機械化が進んでもなくならないと信じています。

## 辻・本郷 税理士法人 経理宅配便®(代々木事務所)

経理宅配便®は、個人事業者や小規模事業者向けの定額制サービスで、売上・仕入伝票を専用の封筒で送るだけで月次試算表、決算書の作成や記帳代行(200件まで無料、201件目より1件100円)までを行うワンストップのサービス。クラウド会計ソフトの提供も行っているため、好きなタイミングで入力されたデータ(月次試算表、決算書等)を確認することができる。代々木事務所は経理宅配便®の拠点であり、1分間に80枚の読み込みができる高性能なスキャナーを導入し自動化・効率化を推し進めるなど、辻・本郷 税理士法人の中でも特にクラウド会計ソフトの活用、知見に長けている。



ぎもん・しつもん・お答えします

# 税金 Q&A

## 事前確定届出給与 について

### Q uestion

私は、食品製造業の同族会社役員です。役員に対する賞与は法人税の損金にならないと理解していましたが、役員賞与を損金にする方法があると聞きました。税務上の役員報酬に関する取扱いと、役員賞与を損金にする方法について教えてください。

### A nswer

法人税法において、役員に対する給与等（役員報酬および役員賞与）については、次の2つのケース以外の支給金額は損金にならないという規定になっています。（上場会社等は「業績連動給与」もありますが、上場会社の100%子会社等特殊な場合を除き、同族会社の場合には対象外となります）

1. 「定期同額給与」…事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与。役員に対する給与等は、株主総会において「支給限度額」の承認を受け、その「支給限度額」の範囲内において取締役会等で、各人の支給額を決めることが通例となります。株主総会は、会社法の規定によって決算期日から3ヶ月以内に開催することが求められており、株主総会を境として、総会前と総会後の給与に増減があるケースにおいては、総会後の支給額が事業年度終了時期まで同額であれば、総会前の支給額と異なっても「定期同額給与」となります。また、事業年度途中に、役員の職制上の地位の変更（たとえば専務取締役から代表取締役に昇格）などがあった場合には、「臨時改定事由」に該当し、増額等があったとしても認められます。
2. 「事前確定届出給与」…ご質問にある役員賞与を損金にする方法とは、この規定のことと思われます。役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（役員賞与）は、所定の時期までに、一定の事項を記載した書類を税務署長に届出することにより損金とすることが可能となります。所定の時期とは、株主総会等の決議により事前確定届出給与の定めをした場合には、決議の日から1ヶ月以内に届出の必要があります。具体的には、3月決算法人の場合、前述の通り株主総会は3ヶ月以内に開催されますので総会は6月30日までに開催する必要があり、届出は最長でも7月31日までに行わなければなりません。ただし、実際の株主総会が5月25日であった場合には、6月25日までに届出の必要があることにご留意ください。また、株主総会を3ヶ月目に開催する場合には、決算申告期限が2ヶ月以内であることから、「法人税の申告期限の延長」の制度があります。（申告期限の延長承認であり納期限の延長ではありません。また消費税の延長はできません。税務ミスが生じやすい事項です）

税金Q&Aでは皆さんの  
税金への疑問にお答えいたします。  
税務に関する質問を  
[scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) まで  
お寄せください。

「便利な  
モノや  
アプリ」

すぐれものは、Google Earthです。世界中の地図はもとより写真や映像も見ることができます。いつかは行ってみたいワシントンDCの地下鉄駅や、旅行を計画したときの国内名所の案内などに便利で、カーナビ同様、便利に使っています。（小林）



# 医療ステーション vol.13

今回の診療報酬・介護報酬の同時改定をみると、医療機関の単体での経営では立ち行かなくなるようです。待ちの経営から攻めの経営への転換がキーワードです。

恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問



▲社・本郷 SCOPE  
ヘルスケアコラム

## 三つの骨太施策

今回の同時改定の大きな特徴は、団塊の世代全員が75歳の後期高齢者になる2025年を目途に可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための医療・介護の包括的支援・サービス提供体制の構築、つまり地域包括ケアシステムの構築を強烈に後押しするものになっています。そして200床未満の病院をその主役として高く評価しています。特に急性期病院から在宅への橋渡し施設である200床未満の地域包括ケア病棟は医療と介護の連携強化の担い手としてますます重要になります。近隣の訪問看護ステーション、診療所、居宅施設などの顔の見える関係づくりがこれからのたいへん重要になっていきます。

入院医療についてはフルモデルチェンジということになりました。従来は入院患者に対して看護師を多く配置することで高い診療報酬を確保でき、売上が安定していました。今回の改定では看護配置に

関係なく「①重症患者の受け入れ状況」、「②リハビリによる身体機能の高い改善率」、「③手厚い医療の必要な高齢者の受け入れ状況」を、実績に基づきランキング評価しています。

急性期病院は、重症度、医療・看護必要度の高い患者の受け入れに注力しなければなりません。重症度、医療・看護必要度の評価項目は現在22項目あり、項目に該当すると重症患者としてカウントされます。入院患者に対する重症患者の割合により7段階の評価を取り入れました。今後は改定の都度、項目の内容と水準が厳格化されるので、医療資源に見合う真の急性期病院が生き残っていくものと思います。また、患者は入院していると重症度、医療・看護必要度は低下するため、早めの退院指導が必要となります。重症患者を集患しながら安定期に入った患者を早期退院させるためには地域の医療・介護施設などとの顔の見える関係づくりが必要になります。

回復期リハビリ病棟は、病床数が7万7000床とほぼ目標病床数を達成しています。一方経常利益率は10%以上と、一般病床、療養病床の倍近い利益率となっています。そのため身体機能の目覚しい改善率が求められることになりました。短期間で高い改善率が期待できる患者を集めることが課題で、そのためにも、急性期病院などとの連携が重要な課題です。

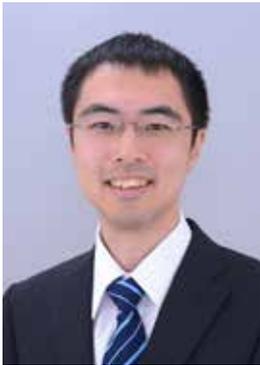
慢性期病院は高齢の入院患者を医療の必要性に応じて医療区分1～3の3段階で評価します。手厚い医療の必要な患者割合（医療区分2・3の患者割合）を80%以上と、50%以上の2つの入院料で2段階評価することになりました。医療区分2・3に該当する患者を集めるためには急性期病院との強い繋がりが必要になり、患者の争奪戦が予想されます。

医師が不得意としてきた営業力・連携力・アピール力の強化が重要施策になるものと思います。

### 「便利なモノやアプリ」

私は、スマホのいろんなアプリを駆使するタイプではありませんが、顧問先訪問の際の交通手段を見つけるためにNAVITIMEのアプリをよく活用します。ドア・ツー・ドアの所要時間がほぼ正確にわかるため重宝しています。一昔前は、目的地の近隣地図を、普通版と拡大版にコピーして時刻表で交通手段を決めていたものです。便利になりました。(恒吉)

# 相続税を美術品で物納する場合について



上仲孝明

(うえなかつかあき)

● 公益法人部

相続税を物納する場合、物納に充てることのできる財産には順位があります。一般的な美術品であれば第3順位ですが、特定登録美術品であれば第1順位になります。

## 【物納順位】

相続税は原則として金銭で納付しますが、延納によっても金銭で納付することが困難な場合、一定の相続財産による物納が認められています。

物納に充てられる財産には順位があり、第1順位は不動産や国公債、上場株式等で、第2順位は非上場株式等、第3順位は自動車や美術品等の動産となっています。

ただし、登録美術品のうち相続開始前から所有していたもの（特定登録美術品といいます）であれば第1順位になるため不動産等と同順位になります。

## 【登録美術品制度】

優れた美術品を鑑賞する機会を拡大するため、平成10年に美術品の登録制度ができました。文化庁に登録申請をして登録が決定すると、登録通知を受けた日から3ヶ月以内に美術館

と登録美術品公開契約を結び、その登録美術品を美術館に引き渡します（所有権はそのままです）。美術館との公開契約は、5年以上の期間にわたって有効なものであり、契約期間中は、契約者が一方的に解約の申し入れを

することができません。なお、登録美術品になったら物納が容易になりますが、登録美術品になっても必ず物納しなければならないということはありません。納付資金の状況を勘案の上、物納をしないという選択もできます。

## 【登録の基準】

どのような美術品でも登録を受けられるわけではありません。登録を受けられるには、その美術品が「日本の国宝や重要文化財に指定されているもの」、または「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」でなければなりません。

録基準が定められています。

その美術品の制作者が生存中でないものであることが登録基準になっています。

また、その美術品を一定の美術館で公開することも条件になっています。

さらに、これらの基準を満たす美術品であっても、その美術品が世界文化の見地から貴重なものであり、かつ、

種類	基準
絵画	「制作が優秀なもの」または「絵画史上特に意義があるもの」
彫刻	「制作が優秀なもの」または「彫刻史上特に意義があるもの」
工芸品	「制作が優秀なもの」または「工芸史上特に意義があるもの」
文字資料	「制作が優秀なもの」または「文化史上特に意義があるもの」
考古資料	出土品であって、学術上特に意義があるもの
歴史資料	歴史上の重要な事象又は人物に関する遺品であって、学術上特に意義があるもの
複合資料	異なる種類の美術品が系統的又は統一的にまとまって存在することにより、特に意義があるもの

具体的には美術品の種類ごとに登

## 【登録美術品の申請を行う時期】

登録美術品の申請はいつでも行うことができます。ただし、相続が発生する前に登録美術品として登

録を受けていなければ物納に充てられる順位は第1順位にはならないことに注意が必要です。文化庁へ提出する申請書類は、公開する予定

の美術館の協力を得て作成するため、計画的に準備をすることが重要です。

「便利な  
モノや  
アプリ」

写真と動画の保存や共有をすることのできるGoogleフォトがお気に入りです。学生時代の友人と出かけたときなどに撮った写真を友人たちと共有しています。検索機能が充実しているので、写真の枚数が増えても、見たい写真を簡単に探し出すことができ便利です。最近はLINEのアルバム機能で写真を共有する機会も増えましたが、Googleフォトもオススメです。(上仲)



永田慧太郎

(ながたけいたろう)

●法人国際部

国外に本店を有する法人・個人が日本国内にPEを有する場合、日本で得た所得につき申告納税が必要となります。PE認定の改正動向について、経緯と概要をお伝えいたします。

## 1. PE

PE (Permanent Establishment) とは事業を行う一定の場所であり、日本では国内法上のPEと、租税条約上のPEとで、若干異なるPEの定義が存在していました。

## 2. 条約署名による租税条約改正の効率化とPE認定の改正

以前よりPEとしての認定を逃れるための租税回避行為が国際的な問題となっていました。そのため平成27年10月に、租税条約上のPEの定義を変更することを目的とした取組みであるBEPS (Base Erosion Profit Shifting / 税源浸食と利益移転) 行動計画7にて、PE認定回避の防止措置が報告書としてまとめられました。

平成29年6月に、租税条約に関するBEPS防止措置実施条約に日本も署名し、これまで各国間で個別に改正していた租税条約が、この署名により全体的・効率的に改正可能となりました。

このBEPS防止措置実施条約に

は、上記のPE認定回避の防止措置が盛り込まれており、BEPS行動計画7の最終報告書に基づき、OECD加盟国のモデル租税条約と歩調を合わせるため、平成30年度税制改正大綱にこの取り決めに係るPE関連規定の見直しが明記され、国際的標準に対応することとなりました。

## 3. PEの主な変更概要

変更の概要については以下の通りとなります。

### (1) 支店PE

支店、出張所、事業所、工場倉庫業者の倉庫、その他の事業を行う一定の場所と定義されており、保管・展示・引き渡しのための施設や保管場所等、準備・補助的活動のための場所を除くされていました。改正後は保管・展示・引き渡しのための場所であっても、その機能が事業遂行上、準備的・補助的な機能でない認められる場合はPEに該当することとなりました。

現行法令上、物品の保管・展示・引き渡しや購入、保管のみに使われる場所に該当する場合でもPEに認定されませんが、適用後はその活動実態によりPE認定が行われることとなります。

### (2) 建設PE

建設、据え付け、組み立て等建設作業等のための役務提供を、1年を超えて行う建設作業場と定義されています。契約期間を細分化してPE認定回避を図るために契約期間を分割した場合、分割された期間を合計して1年超の判定を行うこととなりました。

### (3) 代理人PE

既存の在庫保有代理人・注文取得代理人の規定が削除されました。また、個人に販売等を委託することによるPE認定回避行為が見られたため、これまでの常習代理人の定義に、「外国法人等のために反復して契約締結又は締結のための主要な役割を果たす者（一定の者を除く）」が追加されました。

この改正は平成31年分所得税、平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用されません。これにより今まで日本で納税義務がなかった個人・法人がPE認定を受け、申告納税が必要になる場合がございます。詳細は会計士・税理士等の専門家にご確認ください。

出典

財務省HP 平成30年度税制改正大綱・租税条約に関する資料

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「便利な  
モノや  
アプリ」

クラウドを活用した会計ソフトの普及が進んできており、すでに導入されているお客様もいらっしゃいます。複数人で同時に同じ帳簿に記帳し、違う場所からでも同じ会計データを共有することができます。会計データをお客様とやり取りする作業や記帳時間の削減ができてとても便利です。(永田)

# もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

## 買収後の経営統合（PMI）について

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長 荒井 洋一

今回はM&A成立後の統合プロセスを意味するPMIについて何が難しいのかを解説いたします。PMIとは、Post Merger Integrationの頭文字を取ったものでM&A後にグループとして持続的な成長をするために重要なものです。人口が減少しており、人手不足な業界が多い昨今では資産獲得のためのM&Aよりもむしろ人材獲得のためのM&Aが増えています。

一方でM&Aで最も影響を受けて不安を抱くのは現場の人々です。従業員の方々がモチベーションを維持して業務に取り組めるようにすることは譲受企業経営者の手腕に掛かっています。

### 1. 買い手（親会社）社内の問題

M&A成立後の買い手企業は「買い手」から「親会社」に変わり、スタンスが「買収する」から「経営する」に変わります。一般的な日本の企業では、M&Aは日常とは異なった業務となっており、M&Aプロセスの中ではアドバイザーや弁護士、公認会計士、税理士などが支援していますが、最

終契約締結後は正に自社で運営していかなければなりません。ところが、契約書が締結されると「M&Aはゴールではなく、スタートである」と頭ではわかっているにもかかわらず安堵してしまうものです。そういった中でどのようなプロジェクトメンバーで買収後の統合に取り組むかは後手に回ってしまいがちです。

また、オーナー企業が買収した場合に多い事例としてM&Aの成立までは経営陣が検討していますが、M&A後の子会社とのやり取りは現場が中心となります。急に買収をしたと言われても、現場の従業員には買収目的がわからない等の不協和音が生まれることが頻繁に見られます。

### 2. 売り手（子会社）社内の問題

子会社の従業員にとって、M&Aをされて子会社になることの発表を受けた直後は誰の利益のために働けばいいのか、自分の仕事内容やポジションは変わらないのかなど不安になるものです。不安に感じるにより従業

員のモチベーションが低下すると業績の低下にも繋がります。買い手企業にとっても子会社に対して予想していた収益を生み出すことができないため、痛手に感じるが多くなります。

このように買収直後は親会社・子会社共に従業員のモチベーション低下が見受けられ、それが深刻な問題に繋がる人が多いです。

最近ではM&Aで買収し、事業を拡大させたいという意欲を持つ経営者の方のご相談を、毎週のように受けております。しかし、買収すること自体が目的ではなく、グループ間での相乗効果を発揮し、1+1=2以上の成長をしていくことが重要であることは言うまでもありません。M&Aの仲介会社や金融機関等からM&Aの案件が持ち込まれて買収したものの、その後の経営統合が上手くいかないという際には、辻・本郷の税理士に相談して頂ければ解決策のアドバイスをいたします。

「便利な  
モノや  
アプリ」

最近、自宅ではAmazonのEchoというスマートスピーカーを使っています。服を着ながら「Alexa、今日の天気を教えて！」とスピーカーに話しかけるだけで本日の天気を教えてくれるなど、非常に効率が良い生活を送っていて、かけがえのない家族の一員が加わったようだ実感しています！（荒井）

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

C  
o  
l  
u  
m  
n

# 脈動するインバウンド市場 vol.25

## 訪日観光客、4,000万人のその先へ

政府は2020年の訪日外国人の数を4,000万人、消費金額を8兆円にする目標設定をしています。その為にどう対応していくか、今後の訪日を占うキーワードを紹介いたします。



2017年の訪日外国人は2,869万人、消費金額は4兆4,161億円でした。政府はこれを4,000万人、8兆円にするを目標としています。ですが、そのためには残されている課題がいくつかあります。注目のキーワードは「二次交通」と「ナイトタイムエコノミー」です。

### 観光地への二次交通

団体客が中心だったこれまでは、観光バスをチャーターして移動する旅行スタイルが中心だったので顕在化していませんでしたが、FITと呼ばれる個人旅行者が増え、定番の観光地にとどまらないニーズが求められています。新幹線などの高速鉄道や、LCCを含む飛行機での移動手段は、情報も含め充実していますが、観光地へ到着した後の移動手段、いわゆる二次交通の不足が問題となっています。訪日外国人客のおよそ6割がリピーターといわれていますが、こうした人々は、いわゆるゴールデンルートや定番の観光地を選ばないものです。政府も、訪日観光客がまだ少ない地域の魅力を発信しようとしています。政府も、訪日観光客が少ない地域の交通網は充実しているとはいえ、一日に数本のバスが唯一の移動手段という地域であれば、多言語の対応も遅れているケースも散見されます。弊社でも、有名観光地のタクシー会社と外国人観光客向けの予約デスクを運営していますが、月に10~15本の問い合わせがあり、うち数件の予約がありました。そして、客単価も高く、チャーターで5万~10万円といったプランが人気なのが印象的でした。この

### インバウンドを占うキーワード

- FIT** = Foreign Independent Tour、団体旅行やパッケージツアーではなく、個人で海外旅行をする人。行き先、宿泊先など全て自分たちで決めるため、成熟した旅行者であると言える。
- 二次交通** = 観光地へ向かう主の交通手段から乗り換えて利用する目的地までの交通手段。ローカルの鉄道、バス、タクシーなどが該当する。ラストワンマイルとも呼ばれる。
- ナイトタイム・エコノミー**  
= 夕食後の消費経済圏。日本は飲食店を除くと比較的早い時間に店じまいするところが多く、夕食後に遊ぶ場所が少ないといわれている。夜間営業の規制や、終電の存在など課題は多い。
- IR** = Integrated Resorts、統合リゾート。カジノを含む、ホテル、劇場、美術館や会議施設などを併せ持ち、観光客の収容人数と消費を促す、観光の起爆剤の一つと期待されている。

ように、観光地の駅からの足を確保するための情報やサービスは必要がありますし、多言語での案内を用意することは必須だと言えます。

### 消費金額倍増の起爆剤 ナイトタイムエコノミー

日本の商業施設や美術館などは19時や20時までという所が多く、外国人からは「夕食の後に遊びに行くところが少ない」という声が上がっています。ゲームセンターやカラオケなど、夜に楽しめる場所は限られているのが現状です。食事後に遊びに行ける場所が増えれば、外国人が日本を楽しむ時間も増えますし、消費金額も大幅に増えると予測されます。ナイトタイムエコノミーと呼ばれる深夜の経済を活性化させることで、数十兆円規模の経済効果が見込めるとの試算もあります。

興味深いデータとして、訪日観光客に人気の量販店「ドン・キホーテ」の時間帯別免税売上高構成比があります。24時間営業店を含め、深夜でも営業しているドン・キホーテで、最も免税品が売れるのが21時以降の深夜で、1日の免税品のうち約30%が21~24時の3時間で売れてい

るのです。この時間帯に他にライバルとなる商業施設はなく、ドン・キホーテが一人勝ちしている状態です。

営業時間の延長を検討するのはもちろん、ロンドンやニューヨークに倣い24時間運行の地下鉄やバスが必要との声もあります。また、深夜のクラブ営業は風営法で禁止されており、ナイトライフの主と目されるクラブが、警察に摘発される事例が増えているなど、ナイトライフの推進と規制が矛盾しているケースも少なくありません。

日本は深夜でも出歩ける、他国と比較しても希有なほど治安のいい国です。安心してナイトライフを楽しめる「ナイトタイム天国」を目指してもよいのではないのでしょうか？ 規制緩和やIR(統合リゾート)のカジノなど、ナイトタイムエコノミーの推進による新たな経済圏の創出については今後も注力していく必要があるといえます。

2年間にわたり連載してきたインバウンドコラムですが、今回が最終回となります。訪日観光客4,000万人時代、日本と世界が笑顔で繋がることを信じて、このコラムを終わらせていただきます。2年間のご愛読、ありがとうございました。

徳田孝司の マルトク  
「月刊 トク堂」

#21 沖縄軍用地は金融資産？  
～返還されると「タダ」の土地～

1. 軍用地のメリット

軍用地の購入メリットは、「①地代の安定収入が確保できる」「②相続評価額が比較的安く、相続税・贈与税の軽減になる」「③将来の売却も比較的スムーズにできる」ことです。

地代もわずかですが毎年上昇し、かつ相続税の軽減にもなることから、県内外を問わず引き合いは多いようです。土地そのものの利用価値はないものの、地代収入を安定して受け取れる資産と割り切れば、ある意味金融資産として見ることもできます。

2. 軍用地の相場

軍用地の売買相場は、実際受け取る地代の何倍かが目安とされます。現在は、土

地価格が上昇しており、年間地代の40～60倍が相場となっているようです。つまり、年間の受取地代が100万円であれば、4,000万～6,000万円が相場となります。表面利回りとしては、2.5～1.6%です。

利回りとしては、決して高くはありませんが、毎年約1%程度の賃料の上昇が見込まれ、滞納等のトラブルが一切ないのが魅力といえます。

3. 相続・贈与の際の評価

軍用地の相続等の評価額は、固定資産税の倍率により決まります。たとえば、昨年度の嘉手納飛行場のケースは、1.8倍となっており、固定資産評価額×1.8×(1-0.4(地上権割合))が評価額となります。結果として、売買相場の、3～

4割くらいの評価となっているようです。これにより、財産評価が低く抑えられ、相続税や贈与税の軽減効果が見込まれます。(下表参照)

4. 注意点

軍用地はメリットも多いのですが、将来返還される可能性もゼロではありません。返還されると、賃料も受け取れず、その後の売却も思うように進まないことになりかねません。将来の返還の可能性を予想するのは、とても難しい面がありますが、そのあたりがポイントと言えます。

徳田孝司 トク

財産評価および相続税シミュレーション

項目	預金	軍用地	差
時価	1億円	1億円	0円
相続税評価額	1億円	4,000万円	6,000万円
相続税	4,000万円	1,600万円	2,400万円

(注) 1. 軍用地の相続税評価額 時価×40% 2. 相続税率 40%

「便利なモノやアプリ」

40年以上使っているコンタクトレンズには、感謝しています。昔はハードタイプで毎日の洗浄・保存が面倒だったのですが、今は1DAYタイプの使い捨てのものを、近目用と遠目用とで使い分けています。乱視にも対応しているので、視界良好です。あとは、年齢的にいつまで使えるかが、一番の不安です。(徳田)

# ぶらトク

#026 大迫力の和太鼓体験の巻



バチは、包み込むように持ってください



先生の模範演奏

松風先生による和太鼓の歴史の解説と模範演奏がおこなわれました



さすがプロだ!

ただただ素晴らしい!

## 今回のパートナー

法人部 統括部長 小尾 太志さん  
公認会計士 税理士

さまざまな企業の税務に携わる法人部で事業統括を務める小尾さん。一途に一生懸命がんばることがモットー。



練習

まずは格好から(笑)

### 体の芯まで振動が伝わる大迫力の音

法人部・統括部長の小尾さんは地元の『くらやみ祭』で見た「和太鼓の練り歩き」の迫力に感激し、自らも叩いてみたいと思うようになりました。そこで理事長を誘って和太鼓教室を訪れました。先生は、国内外を問わず活動をしている松風夢之進さん。三三七拍子や掛け合い、陣太鼓など、基本的な演奏を教えてもらい、何度も反復練習をしました。

「一生懸命やりました」と小尾さんが話せば、「体に新しい血が流れてくるようだよ」と理事長。最後は息の合った演奏で締めくくりました。

身が引き締まる思いです



リズム感が大切!

二人とも初めての体験でしたが、一生懸命叩き、和の心を感じ取りました



本番



スタンダードな長胴太鼓や担いで叩く桶胴太鼓など、いろいろな太鼓を体験しました



- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[.....]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。



# アンケート & プレゼント

応募〆切は  
6月30日

いつも『SCOPE』をご愛読いただき、ありがとうございます。  
アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で1名様に、プレゼントを差し上げます。  
このページを、Faxもしくは、E-mail、アンケートフォームよりご応募ください。  
皆様のご意見、ご感想を心よりお待ちしております。

Q.1

今回のクラウド会計特集について、それぞれお答えください

(それぞれ当てはまる項目をひとつ選び、○印を付けて下さい)

今回の特集はいかがでしたか? ①とても面白かった ②面白かった ③興味を持たなかった  
クラウド会計について教えてください

①既に導入している ②興味はあるが使っていない ③初めて知ったが、使ってみようと思った ④初めて知ったが、興味ない

Q.2

今号の『SCOPE』で面白かった記事を選んでください (3つまで選び、○印を付けて下さい)

①特集・クラウド会計 ②税金Q&A ③医療ステーション ④税金 ⑤国際税務 ⑥インバウンド  
⑦もう悩まない事業承継・M&A 徹底解説 ⑧月刊マルトク堂 ⑨ぶらトク「和太鼓」

Q.3

『SCOPE』についてご意見ご感想等ありましたら、ご自由にお書きください

Q.4

税金に関するお悩みがありましたらお書きください (任意、誌面で紹介させていただくことがあります)

5月号「漫画で学ぶ、税理士のこと 税金のこと」で紹介した漫画の詰め合わせを  
1名様にプレゼントします。



当選の発表は商品の発送を  
もって代えさせていただきます。

(ふりがな) \_\_\_\_\_

●お名前

●性別

男・女

●年代 (20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上)

●会社名

●ご住所 〒

●電話番号 ( )

個人情報の取り扱いについて ご応募いただいたお客様の個人情報は、抽選及び賞品を送送するためのもので、それ以外の目的では使用いたしません。また、お客様の個人情報をお客さまの同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません(法令等により開示を求められた場合を除く)。また、アンケートの結果については誌面で紹介させていただくことがあります。その場合はイニシャル・年代・性別を掲載いたします。

●応募先 FAX 番号  
03-5323-3302

●応募先 E-mail アドレス  
scope@ht-tax.or.jp

●応募先アンケートフォーム

<http://www.ht-tax.or.jp/scope-questionnaire/>



札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
芝事務所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四條丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフェナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

新緑の季節から、夏へと移り変わっていく今日この頃、新宿ミライナタワーのオフィスから見える、新宿御苑は、緑の美しいグラデーションが、ひと際照り輝いていて、観ているだけで、心が癒されます。そんなキラキラとした夏を迎えるタイミングで、「SCOPE」もちょっとした衣替えをすることになりました。これからも多くの方に愛される広報誌として、成長できるよう精進してまいります。次号からの「SCOPE」どうぞよろしく願いいたします。(佐脇)

# IT 補助金で RPA を導入しませんか？

## RPA (Robotic Process Automation) とは…

これまでは人間しか対応できないと思われていた作業を代行したり、人間にはできない高度で複雑な作業を遂行し業務を効率化・自動化するソフトウェアのことです。

AI (機械学習・深層学習) との組み合わせで、ホワイトカラーの仕事の47%が無くなると言われています。



## IT 導入補助金とは…

中小企業・小規模事業者がITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する場合、費用の半額(50万円)まで補助される制度です。RPA以外にも新規ホームページ作成や会計システム導入等のITツールに活用ができます。

スマホの方は右のQRコードから、  
PCの方は

<https://www.ht-itc.net/it> より  
ご参照ください。



## 辻・本郷 ITコンサルティングが 補助金申請からRPAの導入まで 一貫してサポートします

弊社は経理・財務システムの構築や先端技術を活用したIT経営戦略の策定を行う辻・本郷 税理士法人グループの戦略的IT部門です。



お問い合わせは



**03-5323-3797**

【受付時間】9:00 ~ 17:30 ※土日・祝日・年末年始除く



**it-hojokin@ht-tax.or.jp**



辻・本郷 ITコンサルティング株式会社  
HONGO TSUJI IT CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階  
<https://www.ht-itc.net/>

